



おぐら  
尾倉

<校訓>  
自主  
創造  
協力



令和4年11月14日(月)発行  
校長 栗原博巳  
北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号  
HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

<学校教育目標>

豊かな心を持ち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでつくる尾倉中学校～

<目指す生徒像>

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
- ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
- ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

## 自転車の安全利用促進のための自転車通行ルールの周知について

このことについて、北九州市教育委員会生徒指導課、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より、周知の依頼がありました。

このたび、自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正が行われました。

尾倉中では、「自転車安全利用五則」「自転車の通行方法等に関する主なルール」「道路交通法の改正内容」について11月30日の自転車安全教室で指導していきます。ご家庭でも機会をとらえて、自転車の交通ルールを指導していただきますようご協力をお願いします。

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

自転車の通行方法等に関する主なルール(★)は特に気を付けてほしいことです

### ① 通行場所・方法

#### ◆車道通行の原則(★)

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通るのが原則であり、車道の左側(車両通行帯のない道路では左側端)を通行しなければならない。著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

#### ◆歩道における通行方法(★)

普通自転車が歩道を通る場合は、道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分(普通自転車通行指定部分)がある場合は当該部分を、指定されていない場合は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいなときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

#### ◆歩行者用道路における通行方法

道路標識等によって車両の通行が禁止されている歩行者用道路を警察署長の許可を受け、または禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

#### ◆交差点での通行(★)

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の表示する信号に従う。信号機のない

### 【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ (飲酒運転は禁止)
- ⑤ ヘルメットを着用

交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

#### ◆横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

#### ◆自転車道の通行

普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。普通自転車以外の二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び車両をけん引しているものを除く。)は、自転車道を通行することができる。

#### ◆普通自転車専用通行帯の通行

普通自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければならない。

### ② 自転車の乗り方

#### ◆安全運転の義務(★)

ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

#### ◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯(★)

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければならない。

#### ◆酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

#### ◆二人乗り等の禁止(★)

小学校入学前の子供を乗せる場合等には、各都道府県公安委員会規則において定められている自転車の乗車定員に反して、自転車を運転してはならない。

#### ◆過積載の禁止

各都道府県公安委員会規則において定められている自転車の積載制限に反して、自転車を運転してはならない。

#### ◆並進の禁止(★)

「並進可」の道路標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。

#### ◆ブレーキ不良自転車の運転禁止(★)

基準に適合する制動装置を備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

### ③ 乗車用ヘルメットに関する規定

○自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

○自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

○児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(道路交通法の改正内容) 令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」(令和4年法律第32号)により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととされ、「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」から施行することとなっている。